



マイナ保険証をご利用ください



本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

問 健康推進課 国保年金係 ⑦⑧番窓口 **Tel65-3008**

問 和歌山県後期高齢者医療広域連合 **Tel073-428-6688** (後期高齢者医療保険の方)

マイナ保険証を保有している方

	国民健康保険	後期高齢者医療保険
有効期間	令和7年12月1日	令和7年7月31日
再発行	不可	「資格確認書」を発行
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転職や転居等で加入している保険者が変わった場合は使用できません。 ・ 紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。 	保険証の紛失や、住所等記載内容に変更がある場合、また12月2日以降に75歳になる等、後期高齢者医療保険に移行される方には「資格確認書」が交付されます。

マイナ保険証を保有していない方

本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方は、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証について

【使用期限】 国民健康保険・後期高齢者医療保険→令和7年7月31日 【再発行】 有効期限まで可能

- ・ マイナ保険証をご利用の方は、限度額適用認定証等の提示は必要ありません。
- ・ 資格確認書をご利用の方は、限度額適用認定証等の内容を資格確認書に併記することができます。

特定疾病療養受療証について

【使用期限】 なし (特定疾病療養受療証は廃止されません)

- ・ マイナ保険証をご利用の方は特定疾病療養受療証を提示する必要はありません。
- ・ 資格確認書をご利用の方は、特定疾病療養受療証を合わせて提示していただくか、特定疾病療養受療証の内容を資格確認書に併記することができます。

※資格確認書へ併記するには申請が必要です。一度申請すると資格確認書が更新されても原則併記されます。

マイナ保険証を使うメリット

①より良い医療が可能になり、自身の健康管理に役立つ！

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも特定健診情報や薬剤情報が医師等と共有できます。
マイナポータルで自分の薬剤情報を閲覧できます。

②オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能になります。

③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除！

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

④引っ越しなどによる保険証の切り替えが不要！

就職や転職、引っ越しをしても、マイナンバーカードを健康保険証として使うことができます。保険者が変わる場合は、加入の届出が必要です。